

青葉台五丁目町会自主防災会規約

総 則

(目的)

第1条 本会は、地域住民の隣保共同の精神に基づく自主的な活動を行うことにより地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止、及び軽減を図る事を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、青葉台五丁目自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局を町会長宅に置く。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 平常時

- (イ) 防災組織の編成、及び周知に関する事。
- (ウ) 避難場所の明示と避難誘導方法の周知に関する事。
- (エ) 防災知識の普及、及び防災訓練に関する事。
- (オ) 防災に必要な物資、及び資機材の備蓄と防災倉庫内の管理に関する事。
- (カ) 消火栓の設置場所確認、及び管理に関する事。
- (キ) 別に定める「災害時の地域支援体制(以下「災害時地域支援体制」という。)」の整備に関する事。
- (ク) 急傾斜地崩壊危険箇所等の周知と点検に関する事。
- (ケ) その他災害の予防に関する事。

(2) 災害時

- (ア) 情報収集、伝達に関する事。
- (イ) 出火防止、及び初期消火に関する事。
- (ウ) 避難に関する事。
- (エ) 「災害時地域支援体制」に従う安否確認、避難介助に関する事。
- (オ) 被災者の安否確認、救護、保護、避難援助等に関する事。
- (カ) 給水、及び給食に関する事。
- (キ) 防疫、衛生に関する事。
- (ク) 公設災害対策本部への被害報告、及び市の防災対策への協力に関する事。
- (ケ) 在宅避難等、避難所での支援物資受領、配布に関する事
- (コ) その他災害の軽減に関する事。

(会員、会統括)

第5条 会員は、五丁目に在住する町会加入世帯を持って構成する。

2. この会の統括は青葉台五丁目町会とし、審議事項は、原則毎月開催の「班長・役員会」で決定する。なお、重要事項は「総会」で決議する。

(役員、防災組織)

第6条 本会に、次の役員を置く、役員には町会役員を充てる。

2. 役員の任務、防災組織を平常時と災害発生時とに区分し、次の通り定める。

平常時	右()内は町会役名
(1) 町会長	1名 (町会長)
(2) 副会長	4名 (副会長)
(3) 会計、会計監査	2名 (会計、会計監査)
(4) ブロック長、ブロック長補佐	6名 (各ブロック長、各ブロック長補佐)
(5) 班長	7名 (ブロック長、ブロック長補佐を除く班長)

災害発生時(災害連絡本部及び支部) 右()内は町会役名

(1) 連絡本部長	1名 (町会長)
(2) 連絡本部長補佐	1名 (参事(前町会長))
(3) 副本部長兼情報・渉外隊長	2名 (広報環境担当副会長・顧問)
(4) 副本部長兼伝令隊長	2名 (イベント活性化担当副会長・顧問)
(5) 副本部長兼救護隊長	2名 (子供・高齢者福祉担当副会長・顧問)
(6) 副本部長兼調達隊長、副隊長	2名 (会計、会計監査)
(7) 防災隊長	2名 (防犯防災担当副会長・顧問)
(8) 副防災隊長	6名 (各ブロック長、各ブロック長補佐)
(9) 防災隊員	7名 (各ブロック長、各ブロック長補佐を除く全班長)
(10) 災害時地域支援隊長	(1名) (兼任:子供福祉高齢者担当副会長)
(11) 災害時地域支援隊員	「災害時地域支援体制」による。

3. 災害発生時の役員を「別表、青葉台五丁目自主防災会組織表」のとおり組織し、毎年市へ登録する。
4. 役員の任期は、町会役員の任期とする。

平常時の任務

(平常時任務)

第7条 役員は、本規約目的達成のため、「第4条(1)平常時の事業」の効果的な運営に努める。
町会長は、事業の推進を統括する。

災害時の任務

(災害連絡本部、避難場所等)

第8条 1. 市原市で震度5弱以上の大規模地震等の災害が発生した場合は、君ガ作公園(一時避難場所)に災害連絡本部(以下「本部」という。)、木戸の下公園(一時避難場所)に災害連絡支部を設置する。

2. 避難場所等を次の通り定める。

- | | |
|------------|--|
| (1) 一時避難場所 | 君ガ作公園 A・Bブロック(1～9 班)
木戸ノ下公園 C ブロック(10～13 班) |
| (2) 指定避難場所 | 青葉台小学校 |
| (3) 避難収容施設 | 姉崎支所(姉崎公民館) |

(具体的避難方法)

市原市で震度5弱以上の大規模地震等の災害が発生した場合は、昼夜問わず町会会員は自身の安全を確保した後、安否確認札(無事です札)を門扉等のわかりやすい所に掲示する。役員・顧問は災害連絡本部及び支部を設置する。班長は班内の安否確認を行い、災害連絡本部または支部へ報告する。在宅避難希望者はそのまま在宅し、避難の必要な町会会員はA・Bブロック(1～9班)は君ガ作公園に、Cブロック(10～13 班)は木戸の下公園に避難集合後、君ガ作公園に移動しA・Bブロックと合流。指定避難場所の青葉台小学校(避難ルートは別紙参照)へ避難移動する。

(役員の仕事分担)

第9条 役員は、町内に地震等の甚大被害が発生した時、家族、自宅の安全が確保された後、速やかに本部に集合し、連絡本部長(以下「本部長」という。)の指揮の下、次の任務を行うものとする。

(1)町会長

町会長は本部長となり、地震等の災害発生時における被害の防止と軽減について、町内全般の指揮命令に当たる。

(2)参事(前町会長)

参事(前町会長)は、災害発生時には本部長(町会長)補佐として、木戸ノ下公園にてCブロックの防災隊員を指揮統率し避難者の支援活動に当たる。

(3)副会長(顧問)

(ア) 副会長(顧問)は、本部長不在の時、下記に記載の順番でその任務を代行する。

(イ) 防犯防災担当副会長は、防災隊長となり防災の指揮命令を行う。

(ウ) 広報環境担当副会長は、副本部長となり情報収集、渉外等の活動を行う。

(エ) イベント活性化担当副会長は、副本部長となり伝令等の活動を行う。

(オ) 子供・高齢者福祉担当副会長は、副本部長となり救護等の活動を行う。

(カ) 会計、会計監査は、副本部長となり緊急資機材等の調達活動を行う。

- (キ) ブロック長、ブロック長補佐は、副防災隊長となりブロック内の安否確認、救護、保護、避難援助等の活動を統率する。
- (ク) 班長(防犯防災・親睦体育・福祉子供各担当班長)は、防災隊員となり、班内の安否確認、救護、保護、避難援助等の活動を統率する。
- (ケ) 福祉子供担当副会長は、災害時地域支援隊長を兼任し、「災害時地域支援体制」による支援活動を統率する。

(具体的活動方法)

第10条 地震等により、町内に被害が発生した時は、速やかに前条の任務分担により、次の活動に移る。この場合、他の役員と連絡を密にし、且つ会員の協力を得ながら活動する。

(1)本部長(町会長)

- (ア) 君ガ作公園に直行し、「別表、青葉台五丁目自主防災組織表」による本部を設置し、五丁目町内の被害情報収集に当たり、関係機関に被害状況を報告し、状況に応じて応援要請を行う。
- (イ) 本条以下、防災活動に関し、必要に応じて会員から協力者を募り、任務を命ずる事が出来るものとする。
- (ウ) 各隊との連携を密にし、被害の縮小に努める。

(2)本部長補佐(参事・前町会長)

- (ア) 木戸の下公園に直行し、Cブロックの防災隊員の指揮統率を執る。
- (イ) 以下、本部長の活動内容に準ずる。

(3)防災隊長(防犯防災担当副会長・顧問)

- (ア) 防災隊を統率し、町内の防災活動に当る。公設消防・警察到着後はその指揮下に入る。
- (イ) 被害情報の収集、伝達に関する事。
- (ウ) 被災者の安否確認、救護、保護、避難援助に関する事。
- (エ) 災害時地域支援隊の活動に協力する。
- (オ) 出火防止、初期消火に関する事。
- (カ) 防犯に関する事。

(4)情報・渉外隊長(広報環境担当副会長・顧問)

- (ア) 防災ラジオや伝令等により、災害・被害情報等の収集に関する事。
- (イ) 本部業務の記録に関する事。
- (ウ) 公設災害対策本部、医療機関、その他、渉外に関する事。
- (エ) 在宅避難者の情報に関する事

(5)伝令隊長(イベント活性化担当副会長・顧問)

- (ア) 本部業務の伝令に関する事。

(6)救護隊長(子供・高齢者福祉担当副会長・顧問)

- (ア) 避難者の救護に関する事。
- (イ) 負傷者の応急手当、重傷者の医療機関への搬送に関する事。
- (ウ) 指定避難場所への移動に関する事。

- (7)調達隊長、副隊長(会計、会計監査)
 - (ア) 防災資機材の調達に関すること。
 - (イ) 給水、給食に関すること。
 - (ウ) 防疫、衛生に関すること。
 - (エ) 在宅避難者への支援物資に関すること。
- (8)副防災隊長(各ブロック長、各ブロック長補佐)
 - (ア) ブロック内の安否確認、救護、保護、避難援助等を統率する。
 - (イ) 災害時地域支援隊の活動に協力する。
 - (ウ) 初期消火活動、本部への状況伝達を統率する。
- (9)防災隊員(ブロック長、ブロック長補佐を除く班長)
 - (ア) 班内の安否確認、救護、保護、避難援助等を統率する。
 - (イ) 災害時地域支援隊の活動に協力する。
 - (ウ) 初期消火活動、副防災隊長(又は、本部)への状況伝達を統率する。
- (10)災害時地域支援隊長(兼任:子供・高齢者福祉担当副会長)
 - (ア) 「民生委員・児童委員」と連携を密にし、「災害時地域支援体制」による活動を統括する。
 - (イ) 災害時地域支援隊員と連携して、要援護者の安否確認、避難介助の活動を統率する。
- (11)災害時地域支援隊員
 - 「災害時地域支援体制」による。

付則

- 平成 15 年 5 月 施行
- 平成 19 年 3 月 31 日 改定
- 平成 21 年 3 月 31 日 改定 (福祉・子供担当副会長 追加)
- 平成 24 年 3 月 31 日 改定 (災害時地域支援体制関係を追加。防災組織を平常時と災害時に区分し、役名・任務を表記。)
- 平成 29 年 3 月 12 日 改定 防災倉庫の管理を記載、消火器撤去の対応
- 2021 年 4 月 1 日 改定 (第 6 条 平常時 (5)、災害発生時 (5)、(6)削除
9 条 (2) の (ウ)、10 条 (8))
- 2022 年 4 月 1 日 改定 第 8 条 (一時避難場所に君ガ作公園を追加)、第 9 条(2)に本部長補佐(参事)新たに挿入、第 10 条 (ア) (2)新たに挿入
- 2023 年 4 月 9 日 改定 第 4, 6, 8, 9, 10 条、別表、別紙
- 2023 年 3 月 17 日 改定 在宅避難に関すること、支援物資に関することを追加
- 2024 年 4 月 23 日 改定 本紙と自主防災組織表と別表(親睦担当からイベント活性化担当)(福祉・子供担当から子供・高齢者福祉担当)に変更